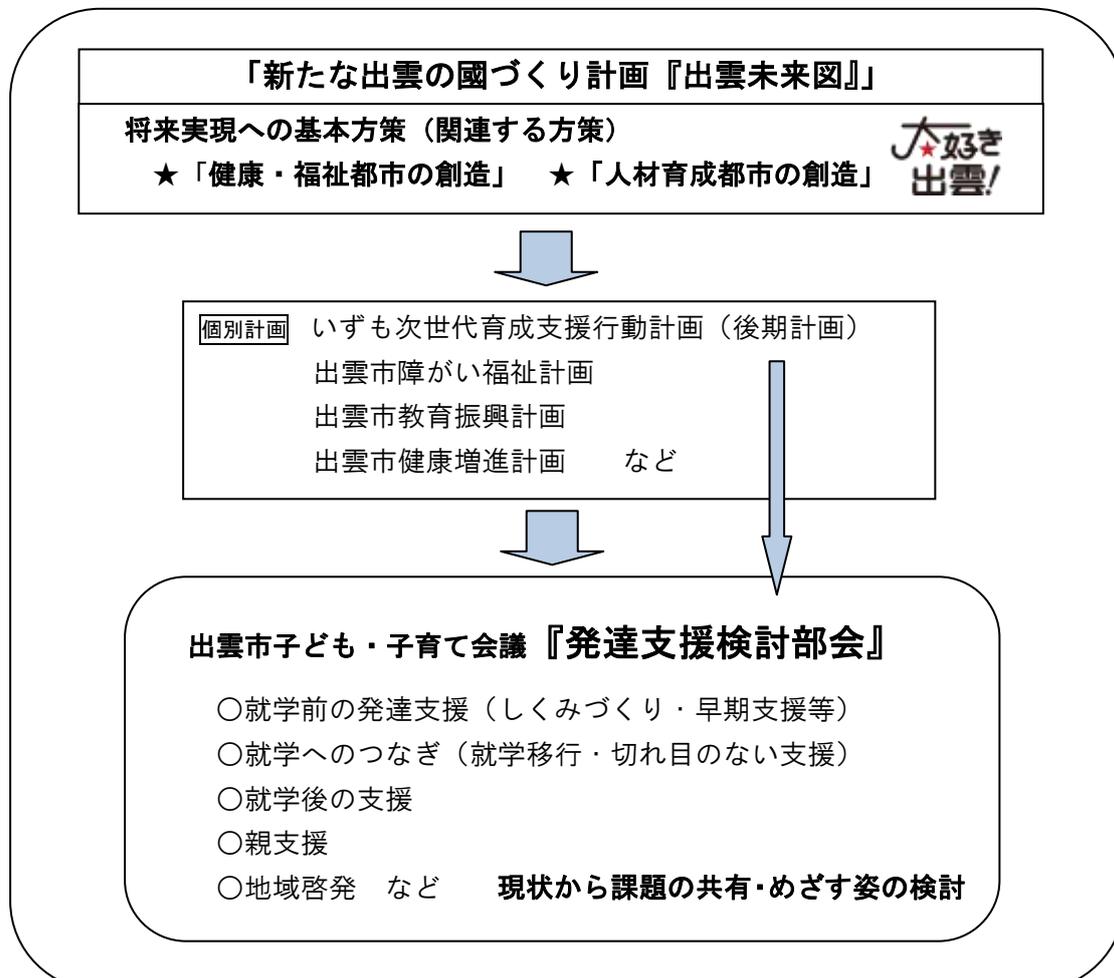


出雲市における発達支援の取り組みの方向性

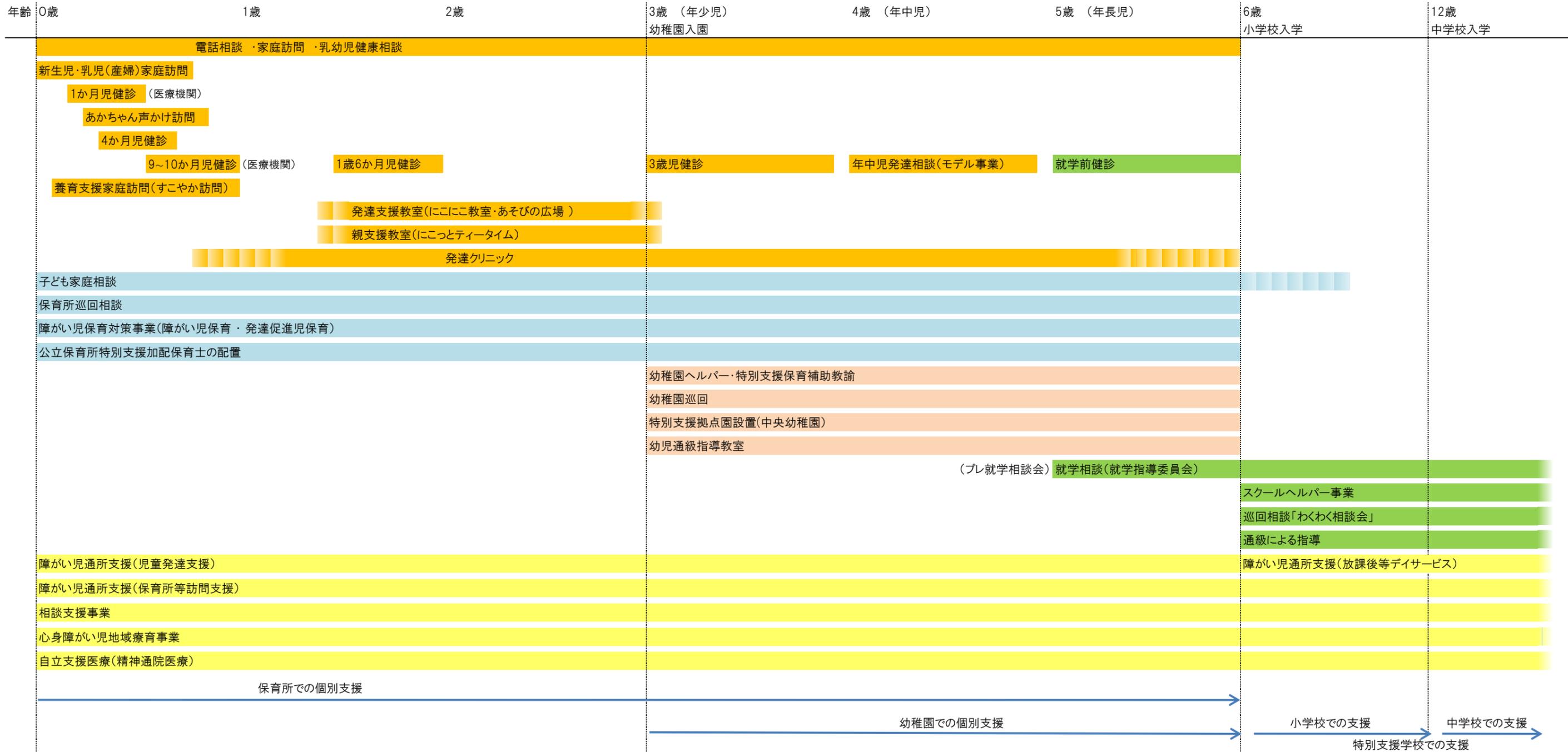
◆出雲市総合振興計画「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」

基本方策から

- 出雲市が平成 24 年度に策定した「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」では、将来像実現のために 6 つの基本方策を掲げています。
- 基本方策「健康・福祉都市の創造」の中では、保健・医療・福祉・教育の連携により健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進、ぬくもりのある福祉サービスの充実により障がいがあっても住み慣れた地域での暮らしが実現できるよう、障がい福祉サービスや身近な相談・支援体制の充実を図ることとしています。
- また、基本方策「人材育成都市の創造」の中では、円滑に小学校に就学できるよう保育所・幼稚園・学校等の連携の推進、また、特別な支援を必要とする児童生徒や障がいの多様化・重複化・重度化傾向への対応など子どもたち一人ひとりを大切にする保育・教育の実践をめざしていくこととしています。
- 出雲市子ども・子育て会議に位置づけられた本部会では、これらの出雲市の基本方策と保健・福祉・教育等の関連する計画を基軸に、発達障がいなどの支援が必要な子どもの早期の気づきと早期支援のために、出雲市における就学前・就学移行等切れ目のない発達支援のしくみづくりを検討します。



■出雲市の発達支援に関する主な取り組み



《主な課題等》全体

- 市民の誰もが安心して発達相談ができる体制づくり、相談窓口の明確化
- 福祉・教育・医療・保健等が一体となったネットワークづくり、拠点づくり
- ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援(関係機関・関係部局等との連携体制・つなぎ)
- 発達支援に関わる人材の確保
- 保護者(家族)支援
- 早期支援のための資源の拡充
- 地域啓発

- 障がい児福祉サービスの更なる拡充と質の向上
- 福祉サービス利用に係る相談支援専門員の人材確保及び質の向上

《主な課題等》乳幼児期

- 健診の精度向上、健診の検証(健診での早期の気づきからの早期支援)
- 個々の情報の一元管理
- 児の所属園(幼稚園・保育所等)・関係機関と、児や保護者・家族状況を共有しながらの支援
- 幼稚園・保育所巡回訪問の人材確保
- 幼稚園ヘルパー・特別支援保育補助教諭等の人材確保
- 特別支援に係る幼稚園・保育所職員のスキルアップ
- 特別支援が必要な園児に係る受入体制の拡充

《主な課題等》学齢期

- 保護者の悩みや学校現場での悩みに対する相談体制及び支援体制の更なる充実
- 二次的な障がいを防ぐため、就学前からの早期対応が必要

出雲市の発達支援に関する主な取り組み

	事業名	対象者・対象年齢	事業内容(概略)
1	訪問事業 (継続訪問含む)	・新生児、乳児の全戸 ・発達支援の対象児	保健師や助産師が家庭訪問し、児の発達や発育の確認、保健・育児の相談や指導、母の精神状況の把握を行う。発達支援の場合、地区担当保健師が継続訪問する場合もある。
2	乳幼児相談	乳幼児	助産師や保健師、栄養士による発達や発育の相談を行う。発達相談の場合は、地区担当保健師や子ども家庭相談につなぐ。
3	1か月健診 4か月健診(集団) 9～10か月健診	・1か月児 ・4か月児 ・9～10か月児	乳児期の3回(1か月、9～10か月の2回は医療機関委託)、発育や発達の診査を実施し早期発見・早期支援、育児不安等の把握や相談を行う。
4	1歳6か月児健診(集団)	1歳6か月児	発育や発達の把握と診査。心理士や保育士相談、支援の検討を行う。保健師等により育児不安・生活習慣の把握や助言等を行う。
5	3歳児健診(集団)	3歳児	発育や発達の把握と診査(視聴覚検査含む)。心理士や保育士相談、支援の検討を行う。保健師等により育児不安・生活習慣の把握や助言等を行う。
6	発達クリニック	乳幼児	ことばや発達等に心配のある保護者に対して、専門の医師が相談や助言、療育機関の紹介等を行う。
7	発達支援教室 (にこにこ教室・あそびの広場)	1歳6か月頃～3歳頃	ことばや発達等がゆっくりな幼児とその保護者を対象に月1回、音楽療法等を通して子どもの発達支援と保護者支援を行う。
8	年中児発達相談事業	幼稚園・保育所の年中児 (4歳児クラス)	年中児を対象とした発達相談アンケート、臨床心理士等の集団行動観察を行い、スクリーニング、相談支援などの実施方法を検討する(モデル事業)。
9	親支援教室 (にこっとティータイム)	乳幼児の母親	健診(問診)で育児ストレス項目が多い母親等を対象に、1クール4回、臨床心理士が進行するグループ療法による親支援。
10	保育所巡回相談	保育所入所児	園として発達面で気になる保育所入所児を対象に、保育観察、園へのコンサルテーション、関係機関へのつなぎや保護者面接等を実施する。
11	子ども家庭相談	乳幼児	子どもの育ちや発達について心配や不安をもつ保護者等を対象に、市内2会場で臨床心理士が個別相談を行う。
12	障がい児保育対策事業 (障がい児保育・発達促進児保育)	特別な支援を要する保育所入所児	市内の認可保育所において、特別な支援を要する児に対する保育の充実を図ることを目的に補助金を交付。
13	公立保育所特別支援加配保育士の配置	特別な支援を要する保育所入所児	特別な支援を要する児が在籍する公立保育所に、職員を配置し、きめ細やかな対応をする。
14	幼稚園ヘルパー・特別支援保育補助教諭配置	幼稚園児	特別な支援を要する園児が在籍する幼稚園に、幼稚園ヘルパーを配置し、きめ細やかな対応をする。重度の場合は特別支援保育補助教諭を配置する。
15	幼稚園巡回	幼稚園児	幼稚園に在籍する特別な支援が必要な幼児について、定期的に観察・指導等を行う。また、各園の要請に応じてその都度当該幼児の観察・指導を行う。
16	特別支援拠点園設置	幼稚園児	中央幼稚園を特別支援の拠点園として、重度の園児の対応をする。
17	幼児通級指導教室	幼稚園・保育所・在宅等全ての幼児(おおよそ3歳～就学前)	言葉の遅れや軽度発達障がいなど特別な支援を必要とする幼児の発達を促す個別指導や、保護者からの相談対応を行う。
18	就学相談 (就学指導委員会)	幼稚園・保育所の年長児 小・中学生	幼児・児童・生徒の適切な就学に関して審議を行う。
19	スクールヘルパー事業	小・中学生	特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育補助者あるいは特別支援介助者を学校に派遣し、個別の支援を行う。
20	巡回相談 (わくわく相談会)	小・中学生	要望に応じて、特別支援教育に係る専門家が学校訪問を行い、子どもたちへの適切な支援のあり方について検討を行う。
21	通級による指導	小・中学生	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通級指導教室等において個別の支援を行う。
22	障がい児通所支援 ①児童発達支援	就学前の障がい児	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う。
23	障がい児通所支援 ②放課後等デイサービス	就学後の障がい児	同上
24	障がい児通所支援 ③保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
25	相談支援事業	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行う。また、サービス等利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援する。
26	心身障がい児地域療育事業	発達状態に心配のある児童や障がい児及びその家族	身近な地域で個別・集団的に療育活動を実施。また、家族への相談支援・情報提供や利用者家族間の交流の場の提供。
27	自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療の認定を受けた方	発達障がいや精神疾患で通院治療を受けている場合に医療の自己負担を軽減する制度